

第 3 編 統 計 資 料

第 1 藥 事

第1 薬事

1 許可事務等

(1) 登録販売者試験

実施年月日	場所	申請者数	受験者数	合格者数
6.11.13	広島工業大学専門学校	1,182 人	1,042 人	582 人

イ 高度管理医療機器販売業・貸与業

(令和6年度)

項目		保健所			西 部 東	東 部	福 山	北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		西 部	広 島	呉									
高度管理医療機器販売業・貸与業	許可申請	2	8	0	11	3	0	1	25	71	6	18	120
	許可更新申請	3	13	1	10	11	4	6	48	102	9	36	195
	管理者兼務許可 (適用願い)	1	15	0	1	0	0	0	17	0	24	2	43
	許可証書換交付申請	1	2	0	0	2	0	1	6	10	1	1	18
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	変更届	24	44	1	60	63	27	35	254	587	92	253	1186
	休止届	0	0	0	0	1	0	0	1	5	0	1	7
	廃止届	1	6	0	2	4	0	1	14	58	3	15	90
	再開届	0	0	0	0	1	0	0	1	6	0	1	8

ウ 管理医療機器販売業・貸与業

(令和6年度)

項目		保健所			西 部 東	東 部	福 山	北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		西 部	広 島	呉									
管理医療機器販売業・貸与業	届出	24	15	6	29	30	11	9	124	172	26	62	384
	変更届	12	40	10	29	36	11	22	160	153	40	55	408
	休止届	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	4
	廃止届	4	8	0	5	10	2	4	33	73	18	17	141
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	証明願	5	1	0	2	3	3	1	15	20	1	3	39

エ 配置販売業

(令和6年度)

事項	許可申請	許可証書換交付申請	許可証再交付申請	許可更新申請	変更届	廃止届	休止届	配置従事者の身分証明書交付申請	身分証明書再交付申請	身分証明書再交付申請	取扱品目の変更・追加申請	計
件数	1	0	1	11	13	3	0	120	7	1	0	157

オ 再生医療等製品販売業

(令和6年度)

項目	保健所(支所)			西 東部	東 部	北 部	小 計	薬 務 課	合 計
	西 部	広 島	呉						
許可申請	0	0	1	0	0	0	1	0	1
許可更新申請	0	0	0	0	0	1	1	1	2
許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変更届	0	0	4	2	0	3	10	14	24
休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0

カ 認定薬局

地域連携薬局

(令和6年度)

項目	保健所(支所)	認定申請	請 認定証書換交付申	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
		西部保健所	0	0	0	1	0
	広島	0	0	0	3	1	0
	呉	1	0	0	11	9	3
西部東保健所	0	0	0	7	0	2	
東部保健所	1	0	0	7	5	0	
	福山	6	0	0	13	18	4
北部保健所	1	0	0	0	0	0	
薬務課(広島市)	2	0	0	52	24	1	
計	11	0	0	94	57	10	

専門医療機関連携薬局

(令和6年度)

項目	保健所(支所)	認定申請	請 認定証書換交付申	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
		西部保健所	0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0	0
	呉	0	0	0	0	0	0
西部東保健所	0	0	0	0	0	0	
東部保健所	1	0	0	0	0	0	
	福山	0	0	0	0	0	0
北部保健所	0	0	0	0	0	0	
薬務課(広島市)	0	0	0	3	6	1	
計	1	0	0	3	6	1	

2 薬事関係業態数

(1) 薬局・医薬品販売業者等の数の推移

年度	薬局	医薬品販売業					配置 従事者	医療機器 販売業・貸与 ^(注6) 業 販売業		再生医療 等製品販 売業	合計	
		店舗 ^(注1)	卸売 ^(注2)	薬種商 ^(注3)	配置 ^(注4)	特例 ^(注5)		高度管理	管理			
昭和 30	454	51		401	65		3,208	145			4,179	
35	511	101		451	67		3,435	250			4,815	
40	524	153		431	558		3,221	252		1,102	5,989	
45	686	248		415	508	(43)	2,524	263		1,335	5,979	
50	788	247	(140)	376	447	(57)	1,810	281		2,607	6,275	
51	813	250	(134)	380	473	(71)	1,336	264		2,902	6,418	
52	838	264	(139)	380	470	(70)	1,266	279		3,150	6,368	
53	875	270	(153)	382	457	(70)	849	265		3,614	6,712	
54	941	284	(156)	370	426	(74)	894	239		3,908	6,823	
55	1,039	312	(176)	366	448	(78)	816	212		4,384	7,577	
56	1,095	310	(190)	363	448	(82)	702	266		4,643	7,561	
57	1,130	323	(222)	364	416	(76)	653	266		4,934	8,086	
58	1,152	324	(225)	369	406	(72)	633	287		5,254	8,138	
59	1,168	333	(232)	366	382	(70)	552	326		5,374	8,501	
60	1,197	345	(239)	365	388	(73)	545	365		5,840	8,680	
61	1,210	359	(246)	361	393	(79)	538	427		6,135	9,423	
62	1,204	361	(248)	7	1	(87)	492	503		6,292	8,357	
63	1,234	383	(261)	353	386	(90)	478	680		6,543	10,057	
平成 元	1,275	392	(262)	24	3	(91)	474	451		6,786	8,954	
2	1,275	415	(261)	346	406	(91)	453	476		6,904	10,275	
3	1,261	443	(270)	341	410	(91)	448	574		6,952	9,855	
4	1,288	483	(287)	338	403	(97)	442	509		7,736	11,199	
5	1,302	503	(291)	328	355	(94)	427	515		8,280	11,195	
6	1,318	529	(296)	326	331	(95)	402	533		8,235	11,674	
7	1,340	571	(301)	323	354	(106)	395	552		8,558	11,541	
8	1,367	587	(298)	314	304	(91)	346	548		8,653	12,119	
9	1,379	599	(300)	313	300	(98)	334	643		8,751	11,676	
10	1,427	601	(291)	314	291	(97)	303	755		8,874	12,565	
11	1,433	594	(285)	294	269	(98)	276	855		8,906	11,772	
12	1,475	570	(283)	308	270	(89)	258	724		8,996	12,601	
13	1,503	576	(293)	301	263	(89)	251	594		9,156	12,050	
14	1,537	548	(291)	291	256	(88)	243	628		9,129	12,632	
15	1,551	548	(287)	283	247	(92)	238	621		9,017	11,884	
16	1,569	558	(297)	270	257	(94)	219	645		10,628	14,146	
17	1,585	544	(293)	267	214	(74)	218	660	1,217	11,138	15,183	
18	1,579	540	(286)	252	213	(74)	205	782	1,329	11,240	16,140	
19	1,588	531	(285)	248	211	(73)	191	585	1,966	13,628	18,363	
20	1,621	522	(284)	241	207	(70)	184	636	1,464	12,128	17,003	
21	1,609	479	303	18	216	(71)	162	535	1,442	11,861	16,625	
22	1,606	451	328	25	207	(62)	123	567	1,416	11,150	15,873	
23	1,608	504	378	17	187	(57)	76	481	1,523	11,537	16,311	
24	1,617	510	408	12	175	(56)	30	484	1,444	11,438	16,118	
25	1,626	523	401	8	166	(50)	30	442	1,467	11,570	16,233	
26	1,626	531	396	7	155	(49)	29	451	1,537	11,407	6	16,145
27	1,622	540	394	6	140	(44)	28	359	1,561	11,501	10	16,161
28	1,618	555	397	5	139	(44)	27	327	1,611	11,513	17	16,209
29	1,613	560	393	5	119	(44)	25	305	1,645	11,372	20	16,057
30	1,615	558	397	5	116	(43)	25	332	1,681	11,734	20	16,151
31	1,599	560	384	4	116	(42)	24	295	1,676	10,828	20	15,506
令和 2	1,599	556	365	3	110	(41)	22	291	1,714	10,859	20	15,539
3	1,591	570	357	2	107	(43)	16	265	1,783	10,952	25	15,668
4	1,586	583	346	2	106	(43)	15	261	1,807	10,441	25	15,668
5	1,587	597	323	0	100	(42)	7	255	1,860	10,835	25	15,589
6	1,576	600	314	0	97	(43)	7	234	1,879	10,928	26	15,661

(注1) 平成20年度までは、第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)(以下改正法という。)による改正前の薬事法

(昭和35年法律第145号)(以下旧法という。)の一般販売業の数である。

平成21年度以降は、改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。))及び附則第5条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。))を含む。

(注2) 平成20年度までの()内の数は、旧法による卸売一般販売業で、一般販売業の再掲である。

(注3) 平成21年度以降は、附則第8条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4) ()内の数は県内業者数で、再掲である。

(注5) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注6) 医療機器貸与業については、平成26年11月24日以前の旧賃貸業を含む。

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業者等数

(令和7年3月31日現在)

保健所(支所)	薬種	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬局製造販売業	薬局製造業	薬種商	特例販売業	医療機器販売業又貸与業		再生医療等製品	計
									高度管理	管 理		
西 部		74	31	6	4	4	0	0	63	289	0	471
広 島		86	39	9	7	7	0	2	100	475	0	725
呉		10	5	0	0	0	0	0	9	67	3	94
西 部 東		113	44	19	5	5	0	0	126	722	2	1,036
東 部		155	57	29	4	4	0	0	158	685	3	1,095
福 山		28	11	1	1	1	0	0	28	281	5	356
北 部		50	29	10	3	3	0	4	62	226	2	389
薬 務 課											11	11
小 計		516	216	74	24	24	0	6	546	2,745	26	4,177
広 島 市		671	228	169	37	37	0	1	893	5,274		7,310
呉 市		140	51	20	7	7	0	0	124	647		996
福 山 市		249	105	51	5	5	0	0	316	2,262		2,993
合 計		1,576	600	314	73	73	0	7	1,879	10,928	26	15,476

(3) 二次医療圏及び市町別認定薬局数

(令和7年3月31日現在)

二次医療圏域	地域連携	専門医療機関連携	市町名	地域連携	専門医療機関連携
広島	59	3	広島市	55	3
			安芸高田市	1	0
			府中町	2	0
			海田町	1	0
			熊野町	0	0
			坂町	0	0
			安芸太田町	0	0
			北広島町	0	0
広島西	1	0	大竹市	0	0
			廿日市市	1	0
呉	12	0	呉市	11	0
			江田島市	1	0
広島中央	7	0	竹原市	0	0
			東広島市	7	0
			大崎上島町	0	0
尾三	9	1	三原市	2	0
			尾道市	6	1
			世羅町	1	0
福山・府中	19	0	福山市	15	0
			府中市	3	0
			神石高原町	1	0
備北	1	0	三次市	1	0
			庄原市	0	0
合計	108	4	合計	108	4

(4) 保健所（支所）・市町別薬局・医薬品販売業者等数

保 健 所 （ 支 所 ）	業 種 別 市 町 村	薬 局	店 舗 販 売 業	卸 売 販 売 業	製 薬 造 販 売 局	薬 局 製 造	薬 種 商	特例販売業			医療機器販売業又は賃貸業		品 再 生 医 療 等 製 品 販 売 業 ※
								一 般	駅 構 内	小 計	管 理 度	管 理	
西 部	大竹市	19	9	1	1	1	0	0	0	0	18	70	0
	廿日市市	55	22	5	3	3	0	0	0	0	45	219	0
	小計	74	31	6	4	4	0	0	0	0	63	289	0
西 部 広 島	府中町	31	9	1	3	3	0	0	0	0	28	127	0
	海田町	15	6	1	0	0	0	0	0	0	20	98	0
	熊野町	8	6	0	0	0	0	0	0	0	6	56	0
	坂町	5	5	2	1	1	0	0	0	0	10	47	0
	安芸高田市	15	6	4	1	1	0	0	0	0	15	84	0
	安芸太田町	5	4	0	0	0	0	0	0	0	5	15	0
	北広島町	7	3	1	2	2	0	2	0	2	16	48	0
	小計	86	39	9	7	7	0	2	0	2	100	475	0
西 部 呉	江田島市	10	5	0	0	0	0	0	0	0	9	67	0
	小計	10	5	0	0	0	0	0	0	0	9	67	0
西 部 東	竹原市	16	7	0	0	0	0	0	0	0	16	143	0
	東広島市	94	36	19	5	5	0	0	0	0	110	543	2
	大崎上島町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
	小計	113	44	19	5	5	0	0	0	0	126	722	2
東 部	三原市	51	23	12	3	3	0	0	0	0	65	287	0
	尾道市	98	29	16	1	1	0	0	0	0	87	343	3
	世羅町	6	5	1	0	0	0	0	0	0	6	53	0
	小計	155	57	29	4	4	0	0	0	0	158	683	3
東 部 福 山	府中市	26	11	1	1	1	0	0	0	0	27	252	0
	神石高原町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	0
	小計	28	11	1	1	1	0	0	0	0	28	281	0
北 部	三次市	32	18	9	2	2	0	2	0	2	45	141	2
	庄原市	18	11	1	1	1	0	2	0	2	17	85	0
	小計	50	29	10	3	3	0	4	0	4	62	226	2
計		516	216	74	24	24	0	6	0	6	546	2,743	7
保 健 所 設 置 市	広島市	671	228	169	37	37	0	1	0	1	893	5,274	11
	呉市	140	51	20	7	7	0	0	0	0	124	647	3
	福山市	249	105	51	5	5	0	0	0	0	316	2,262	5
	小計	1,060	384	240	49	49	0	1	0	1	1,333	8,183	19
合 計		1,576	600	314	73	73	0	7	0	7	1,879	10,926	26

※再生医療等製品販売業については、広島市の営業者は薬務課が、呉市の営業者は西部保健所呉支所が、福山市の営業者は東部保健所福山支所がそれぞれ所管する。

3 薬事監視

薬局、医薬品等製造販売業・製造業・販売業及び医薬品等を業務上取り扱う場所に立入り、医薬品等の適正な管理・取扱いなど次の事項を重点に監視指導を行うとともに、医薬品等の収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努めた。

また、薬局・医薬品販売業及び健康食品専門店等に立入り、医薬品的な効能効果を標ぼうするいわゆる健康食品についても適正な販売を行うよう監視指導を行った。

- 医薬品等製造販売業・製造業については、自家試験等による品質管理、製造・管理記録及び製品表示の適正化
- 薬局、店舗販売業、卸売販売業及び薬種商販売業については、薬剤師等による実地管理の徹底
- 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供の徹底
- 薬局又は店舗に勤務する従業員が薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう講ずべき措置（名札など）の徹底
- 適正な特定販売の徹底
- 不良・不正医薬品等の排除
- 医薬品等適正広告基準に基づいた不当広告物の排除
- 無承認無許可医薬品（模造医薬品を含む。）の排除
- 医療機器販売業・貸与業については、管理者の設置、継続的研修の受講等の遵守事項の徹底

(1) 薬事監視員会議

保健所・政令市薬務担当者会議

対象	参加人員	開催年月日	場所
業務事務担当者	29名	R6. 4. 23	広島県庁 本館6階601会議室

(2) 薬事監視の年度別推移

区分	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象施設数		18,596	18,838	18,907	19,550	19,627	19,592	19,601	19,661	19,918	18,370	18,502	18,695	18,212	18,587	18,787
立入検査実施数		5,158	4,935	4,535	3,966	3,867	4,921	4,960	4,570	3,448	3,111	2,398	2,528	3,375	3,860	3,413
違反発見施設数		779	586	697	427	390	648	515	577	700	602	484	520	780	616	691
違反発見件数		1,252	1,028	1,028	592	543	729	647	687	918	985	586	695	924	999	1,241
内容	無許可・無届業	6	9	3	12	3	3	4	3	8	4	2	3	2	13	12
	無許可品	7	5	2	1	4	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1
	不良品	1	1	4				0	1	0	1	0	0	0	0	0
	不正表示品	4	28	5	1	2	2	1	3	1	0	2	1	1	0	4
	誇大広告	66	76	63	38	28	31	10	16	24	19	9	1	1	15	12
	毒劇薬の譲渡等	6	5	11	1	0	1	0	18	1	0	2	6	1	7	6
	毒劇薬の貯蔵陳列等	75	110	156	93	37	124	64	102	93	65	43	52	45	92	92
	処方箋医薬品の譲渡等	6	5	4	2	1	5	0	2	2	4	0	3	0	3	5
	制限品目の販売	12	9	1	2	0	5	1	2	0	1	0	0	0	0	2
	構造設備の不備	169	123	131	26	35	67	63	59	52	80	38	45	55	99	99
管理者の管理・その他	900	657	957	416	433	491	502	481	737	811	489	584	819	769	1,008	
処分件数		74	38	23	99	45	108	139	132	118	150	74	86	17	19	43
訳	許可取消・業務停止	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	構造設備改善命令等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	検査命令等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄 その他 (改善計画書等)	73	32	22	99	45	108	138	132	118	150	74	86	17	18	43
告発件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 対象施設は、医薬品医療機器法の規定により許可又は届出をした年度末施設数である。

(5) 医薬品等一斉取締り

ア 概況

(ア) 実施期間 令和6年8月2日～12月27日

(イ) 薬局、店舗販売業、卸売販売業、旧薬種商販売業及び特例販売業等の一斉取締り

a 重点監視指導項目

- 毒薬・劇薬の保管・管理状況
- 資格者による実地管理状況
- 薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵・陳列状況
- 処方箋医薬品等の取扱い状況
- 医薬品の適正使用のために必要な情報提供の状況
- 従事者に対する研修実施状況
- 薬局及び店舗販売業における指針の策定及び業務に関する手順書の策定及び手順書に基づく業務の実施状況
- 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置の遵守状況
- 勤務従事者の名札等の措置
- 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法
- 特定販売の状況及び広告の状況
- 実務の証明根拠となる従事状況の確認について
- 掲示事項について
- 使用期限を超過した医薬品の販売の禁止について
- 競売による医薬品の販売等の禁止について

b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
812	265	32.6%

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業・製造業の一斉取締り

a 重点監視指導項目

- 医薬品等製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況
- 医薬品等製造業者における薬局等構造設備規則及びGMP省令への適合状況
- 回収の措置に係る改善状況等の確認

b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
134	34	25.4%

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) a 薬局等の一斉取り締まり結果

	薬局				店舗販売業				卸売販売業				旧薬種商販業				特例販売業			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
薬局等構造設備規則への適合状況について																				
①	薬局等構造設備規則に適合しているか(特に貯蔵設備を設ける区域が他の区域から明確に区別されているどうか)。																			
	183	2	0	185	64	0	0	64	15	0	0	15	0	0	0	0				
薬剤師不在時間がある場合の運用状況について																				
②	薬剤師不在時間がある薬局においては、適切に運用されているか(調剤室の閉鎖、体制(手順書を含む。)の整備、不在時間の表示等)。																			
	5	0	180	185																
体制省令等への適合状況について																				
③	調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。																			
	166	19	0	185	61	3	0	64	15	0	0	15								
④	偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じているか(医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、貯蔵設備に立ち入ることができる者の特定、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲等)。																			
	163	22	0	185	62	2	0	64	13	2	0	15								
⑤	勤務する全ての登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。																			
	48	3	134	185	63	1	0	64												
⑥	調剤に従事する薬剤師員数が充足しているか。																			
	184	1	0	185																
管理者による薬局等の管理状況について																				
⑦	管理者が許可を受けずに他の薬事に関する実務(他の場所の薬局等の業務等)に従事していないか。																			
	185	0	0	185	63	1	0	64	15	0	0	15	0	0	0	0				
⑧	薬局等の管理(構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等)を適切に行っているか。																			
	153	32	0	185	60	4	0	64	15	0	0	15	0	0	0	0				
⑨	薬局等の業務について、管理者が開設者等に対して意見申述できる体制が整備され、必要な意見を述べているか。																			
	178	5	2	185	62	2	0	64	14	1	0	15	0	0	0	0				
⑩	薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト等を用いて、サイバーセキュリティの確保についての点検を行っているか。																			
	146	36	3	185																
開設者等が遵守すべき事項について																				
⑪	名札等により従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。																			
	183	2	0	185	63	1	0	64					0	0	0	0				
⑫	薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。																			
	166	19	0	185	64	0	0	64												
⑬	薬局等の管理に係る記録を備え、保管しているか。																			
	179	6	0	185	63	1	0	64	15	0	0	15	0	0	0	0				
⑭	薬局医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品の販売等の記録を作成しているか。																			
	171	5	9	185	9	0	55	64	14	0	1	15	0	0	0	0				
⑮	変更届出等が遅滞なく行われているか(特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名)。																			
	174	11	0	185	63	1	0	64	15	0	0	15	0	0	0	0	1	0	0	1
⑯	健康サポート薬局である場合は、その基準に適合しているか(特に24時間対応)。																			
	8	0	177	185																
⑰	地域連携薬局である場合は、その基準に適合しているか(特に開店時間外の相談に対応する体制、休日及び夜間の調剤応需体制)。																			
	15	0	170	185																
⑱	専門医療機関連携薬局である場合は、その基準に適合しているか(特に開店時間外の相談に対応する体制、休日及び夜間の調剤応需体制)。																			
	3	0	182	185																
⑲	医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録(特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限)を作成し、保存しているか(同一の許可事業者の複数の事業所間における医薬品の譲渡・譲受に係る取引について、業許可を受けた場所ごとに移転に係る記録(品名、ロット番号、使用期限、数量、場所、年月日)を作成し、保存しているかどうかを含む)。																			
	167	18	0	185	60	3	1	64	15	0	0	15	0	0	0	0				
⑳	薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。																			
	141	44	0	185																
医薬品の取り扱いについて																				
㉑	毒劇薬の取り扱いが適切か(表示、譲渡手続き、記録の保存、貯蔵、陳列等)。																			
	161	23	2	186	11	0	53	64	13	0	2	15	0	0	0	0	0	0	1	1
㉒	薬局医薬品の取り扱いが適切か(処方箋に基づいた交付(処方箋医薬品のみ)、記録の保存、貯蔵、販売方法等)。																			
	178	6	1	185																
㉓	濫用等のおそれのある医薬品の取扱いは適切か(販売時の確認、販売数量の制限等)。																			
	180	2	3	185	64	0	0	64					0	0	0	0				
㉔	医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か(医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、要指導医薬品の貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等)。																			
	179	6	0	185	62	1	1	64	15	0	0	15	0	0	0	0				
医薬品の情報提供等について																				
㉕	薬局医薬品及び調剤された薬剤を販売又は授与する際に、薬剤師が適正使用のために必要な服薬指導等を行っているか。																			
	183	1	1	185																
㉖	調剤された薬剤を販売又は授与する際に行った服薬指導等について、適切に記録しているか(令和2年9月1日以降)。																			
	183	1	1	185																
㉗	オンライン服薬指導を実施している場合は、処方箋原本を適切に入手しているか確認すること。																			
	24	0	161	185																
㉘	オンライン服薬指導において、患者から入手した処方箋情報を原本とみなして調剤を行う等の不適切な広告をしていないか確認すること。																			
	24	0	161	185																
㉙	要指導医薬品、一般用医薬品及び一般用検査薬を販売又は授与する際に、専門家(薬剤師、登録販売者)が適正使用のために必要な情報提供等を行っているか。																			
	160	1	24	185	60	0	4	64					0	0	0	0				
医薬品等の広告について																				
㉚	薬局等における医薬品等の販売時の虚偽若しくは誇大な広告又は健康食品等の販売時に医薬品的な効果効果等の標ぼうをしていないか。																			
	184	0	1	185	57	6	1	64	15	0	0	15	0	0	0	0	1	0	0	1
その他																				
㉛	毒物及び劇物の譲渡手続等は適切か(譲渡手続、交付の制限、身元の確認、書面・帳簿等の作成等)並びに盗難紛失防止措置は適切か(かぎのかかる設備での保管、かぎの保管方法等)(毒物及び劇物取締法第4条第1項の毒物又は劇物の販売業の登録を併せて受けている場合に限る。)																			
	40	6	139	185	3	0	61	64	12	0	3	15	0	0	0	0	1	0	0	1

(注意)

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) b 配置販売業の一斉取り締まり結果

		配置販売業者				既存配置販売業者			
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
体制省令への適合状況について									
①	配置販売の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定、従事者に対する研修及び及びそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	2	0	0	2				
②	①で不適なもののうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていなかった件数（医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責に従事する全ての登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	2	0	0	2				
③		2	0	0	2				
管理者による管理状況について									
④	薬剤師又は登録販売者（既存配置販売業については薬剤師又は配置員）が当該区域の管理（医薬品等の管理、帳簿の記録、配置員の監督等）を適切に行っているか。	2	0	0	2	2	0	0	2
⑤	管理者が開設者等に対して意見申述できる体制が整備され、必要な意見を述べているか。	2	0	0	2	2	0	0	2
配置販売業者が遵守すべき事項について									
⑥	従事者に医薬品医療機器法第33条第1項に規定する身分証明書（携帯や名札等の従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	2	0	0	2	2	0	0	2
⑦	配置販売の際に、必要事項を記載した書面を添えて配置しているか。	2	0	0	2	2	0	0	2
⑧	医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録（特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限）を作成し、保存しているか。	2	0	0	2	2	0	0	2
⑨	配置員の資質の向上のために一定水準の講習、研修等を受講させているか。					2	0	0	2
医薬品の取り扱いについて									
⑩	濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いは適切か（配置時の確認、数量の制限等）。	2	0	0	2	2	0	0	2
⑪	使用期限切れの医薬品を貯蔵、配置していないか。	2	0	0	2	2	0	0	2
⑫	医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列）。	1	1	0	2	2	0	0	2
医薬品の情報提供について									
⑬	一般用医薬品を配置する際に、適正使用のために必要な情報提供を行っているか。	2	0	0	2	2	0	0	2
医薬品等の広告について									
⑭	薬局等における医薬品等の販売時の虚偽若しくは誇大な広告又は健康食品等の販売時に医薬品的な効能効果等の標ぼうをしていないか。	2	0	0	2	2	0	0	2

(イ) 医薬品等（医療機器を除く）製造業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				一般用医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
② GMP省令に適合しているか（総合的評価）	5	0	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4				
③ 承認事項の遵守状況（GMP省令第3条の2）	5	0	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0								
④ 製造管理及び品質管理業務に係る組織体制及び人員の配置（GMP省令第4条～第6条）	4	1	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0								
⑤ OOSの処理（GMP省令第11条第1項第8号）	5	0	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0								
⑥ 安定性モニタリングの実施（GMP省令第11条の2）	4	1	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0								
⑦ 原料等の供給者の管理（GMP省令第11条の4）	5	0	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0								
⑧ 文書及び記録の信頼性の確保（GMP省令第8条第2項、第20条第2項）	1	4	4	9	0	0	0	0	0	1	0	0								
⑨ 逸脱の管理（GMP省令第15条）	4	1	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0								
⑩ 直接の容器、外箱の記載事項	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	6	1	0	7
⑪ 毒劇薬の取扱い	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑫ 許可総数（令和7年3月31日時点）	27				0								17				36			

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				一般用医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① GQP省令に適合しているか（総合的評価）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	7	0	0	7
＜GQP項目＞																				
② 総括製造販売責任者の業務（GQP省令第3条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
③ 品質管理業務に係る組織及び職員（GQP省令第4条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
④ 品質管理業務の手順に関する文書等の整備状況（GQP省令第5条、第6条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	7	0	0	7
⑤ 製造業者等との取決め（GQP省令第7条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4				
⑥ 品質保証責任者の業務（GQP省令第8条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑦ 市場への出荷の管理（GQP省令第9条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑧ 製造業者等に対する定期的な確認等（GQP省令第10条第1項、第2項、第5項）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑨ 変更、品質情報、回収の処理（GQP省令第10条第3項～第4項、第11条、第12条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑩ 自己点検に関する業務（GQP省令第13条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4				
⑪ 教育訓練に関する業務（GQP省令第14条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4				
⑫ 文書及び記録の管理（GQP省令第16条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑬ GVP省令に適合しているか（総合的評価）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
＜GVP項目＞																				
⑭ 総括製造販売責任者の業務（GVP省令第3条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑮ 安全確保業務に係る組織体制及び職員（GVP省令第4条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑯ 製造販売後安全管理業務手順書等の整備状況（GVP省令第5条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑰ 安全管理責任者の業務（GVP省令第6条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑱ 安全管理情報の収集（GVP省令第7条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑲ 安全管理情報の検討並びに安全確保措置の立案及び実施（GVP省令第8条、第9条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
⑳ 市販後調査、GSP部門との連携（GVP省令第10条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0								
㉑ 自己点検に関する業務（GVP省令第11条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0								
㉒ 教育訓練に関する業務（GVP省令第12条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0								
㉓ 安全確保業務に係る記録の保存状況（GVP省令第16条）	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	7	0	0	7
㉔ 許可総数（令和7年3月31日時点）	10				0								11				33			

(6) 医療機器一斉取締り

ア 概況

(ア) 実施期間 令和6年8月2日～12月27日

(イ) 医療機器販売業等の一斉取締り

a 重点監視指導項目

○ 営業所の管理及び構造設備の管理状況

b 監視件数等

	総数	監視件数	監視率
高度管理医療機器等販売・貸与業	546	184	33.7%
管理医療機器販売・貸与業	2,745	214	7.80%

(ウ) 医療機器製造業・製造販売業の一斉取締り、医療機器の収去検査

a 重点監視指導項目

○ 医療機器製造業者における薬局等構造設備規則及び機器・体外診QMS省令への適合状況

○ 医療機器製造販売業者におけるQMS体制省令及びGVP省令への適合状況

○ 前年度以降、回収事例や違反事例があった業者に対する措置状況

b 監視件数等

	総数	監視件数	監視率
製造販売業	31	1	3.23%
製造業	60	3	5.00%

イ 実施結果

(ア) 医療機器販売業の一斉取締り結果

監視項目	高度管理医療機器等				管理医療機器等			
	件数	適	不適	非該当	件数	適	不適	非該当
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	184	184	0	0	214	213	0	1
② 管理者が実地に営業所等を管理しているか	184	183	1	0	214	209	1	4
③ 医療機器の販売管理体制は適切か (未承認品や不良品の貯蔵・陳列等が行われていないか)	184	183	1	0	214	213	0	1
④ 営業所の管理に関する帳簿を備え保存しているか	184	175	9	0	214	206	7	1
⑤ 医療機器の販売時に虚偽又は誇大な広告をしていないか。未承認又は未認証の医療機器を販売していないか	184	184	0	0	214	213	0	1
⑥ 販売等される医療機器又はその容器等に適切な表示がなされているか。(承認番号、認証番号及び届出番号等の表示を含む。)	184	182	0	2	214	213	0	1

(イ) 医療機器製造業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適	非該当
① 医療機器責任技術者の実地管理	3	3	0	0
② 製造販売業者との取り決め等の状況	3	3	0	0
③ 製造所における製造管理及び品質管理の状況	3	3	0	6

(ウ) 医療機器製造販売業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適
① QMS体制省令に適合しているか(総合的評価)	1	1	0
② GVP省令に適合しているか(総合的評価)	1	1	0

(7) 医薬品等収去検査

(単位：件)

分類	検査項目	検査件数	適	不適
医薬品 (薬局、医薬品 販売業)	定量試験等	7	7	0
医薬品 (製造販売業)	規格試験等	5	5	0
医療機器	規格試験等 (無菌試験を含む)	2	2	0
医薬部外品	定量試験等	0	0	0
化粧品	保存料	4	4	0

(8) 無承認無許可医薬品実態調査等

ア 無承認無許可医薬品実態調査結果

令和6年10月18日～12月17日を実施期間とし、県内で販売されている健康食品について、容器包装、添付文書、剤形及びチラシ、パンフレット等の広告物の調査を実施した。

(ア) 実施機関：薬務課及び各県立保健所（支所）

(イ) 調査対象施設：健康食品を取扱う施設（薬局、医薬品販売業、食品販売業等）

(ウ) 調査品目数：2,126品目

(エ) 無承認無許可医薬品に該当するもの：0品目

(オ) 不適正な広告：1品目

イ 健康食品等の買上調査結果

(ア) 瘦身効果を標ぼうする食品又は便通効果を標榜する食品を買い上げ、医薬品成分（シブトラミン等）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シブトラミン等	7	0

(イ) 強壮効果を標ぼうする食品及びCBDオイル等を買い上げ、医薬品成分（シルデナフィル等）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シルデナフィル等	1	0
大麻成分	1	0

ウ 広告物等の調査結果表

集 計 項 目		件 数	
1 立入調査施設数			
内訳	(1) 薬局	84 件	
	(2) 医薬品販売業	35 件	
	(3) 健康食品専門店	0 件	
	(4) スーパー、デパート	0 件	
	(5) 雑貨店	2 件	
	(6) アダルトショップ	1 件	
	(7) その他	4 件	
	計	126 件	
2 調査品目数			
内訳	(1) いわゆる健康食品関連	2,126 品目	
	(2) 違法ドラッグ関連	0 品目	
3 措置件数		いわゆる 健康食品	違法 ドラッグ
内訳	(1) 販売中止を指導したもの	1 品目	0 品目
	(2) 広告物の撤去等を指導したもの	1 品目	0 品目
	計	2 品目	0 品目

4 薬事講習会開催状況

機関名	開催年月日	開催場所	対象者	参加人員	講習内容
薬務課	R6. 5. 19	Web開催	薬剤師	40名	薬機法改正等について等
	R6. 5. 28	リーガロイヤルホテル広島 (広島市中区基町6-28)	毒物劇物製造業者・販売業者	20名	近年の薬事関係情報と毒物劇物に関する注意事項などについて
	R6. 6. 19	西条HAKUWAホテル (東広島市西条下見六丁目5-45)	農業製造販売業者、防除業者等	—	法令上の取扱い等について
	R6. 8. 25	Web開催	薬剤師	20名	薬機法改正等について等
	R6. 7. 29	広島県消防学校 (広島市安佐北区倉掛2丁目33-2)	消防職員初任者	94名	毒物及び劇物の特性、過去の事故事例等から毒物及び劇物の性状等
	R6. 9. 5	TKPガーデンシティ広島駅前大橋 (広島市南区京橋町1-7)	医療機器修理業者及び販売業・貸与業者	8名	医療機器修理業者が順守すべき事項及び最近の法改正について
	R6. 11. 25～ R7. 1. 17	Web開催	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業・製造業者	約80名	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等関連業務について
	R6. 12. 1	Web開催	薬剤師	19名	患者のための薬局ビジョンについての推進及び健康サポート薬局制度について
	R6. 12. 4	西条HAKUWAホテル (東広島市西条下見六丁目5-45)	農業製造販売業者、防除業者等	—	法令上の取扱い等について
	R7. 1. 23	JA全農広島県本部JA西日本営農技術センター (東広島市河内町入野1631-13)	中国地方のJA関係者	—	毒劇法について、業務上取扱者における遵守事項など
R7. 3. 20	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	医療機器販売業者等の営業管理者・医療機器修理業者の責任技術者	470名	医療機器販売業者等の営業管理者等が遵守すべき事項について	
R7. 3. 25	Web開催	病院関係者	57名	広島県の薬剤師確保対策等について	
西部保健所 広島支所	R6. 5. 26	安芸郡海田町森町 8-8 サンピア・アキ	薬剤師	53名	薬事行政について
	R6. 8. 28	広島県庁農林庁舎 1階相談室	薬学生	5名	食品薬事係の業務について
西部保健所 呉支所	R7. 2. 4	広島県庁農林庁舎 1階相談室	薬学生	12名	食品薬事係の業務について
	R6. 12. 23	呉市豊浜町豊浜3438 呉市立豊浜中学校	中学1～3年生、教員	28名	薬物乱用防止に関すること
西部東保健所	R7. 1. 30	呉市豊町久比2411-1 呉市立豊小中学校	小学5・6年生、教員	12名	薬物乱用防止に関すること
	R6. 5. 27	東広島市西条昭和町13-10 東広島庁舎	学生 (広島国際大学)	4名	保健所生活衛生課の業務について
	R6. 6. 25	東広島市西条昭和町13-10 東広島庁舎	学生 (広島大学)	2名	保健所生活衛生課の業務について
	R6. 7. 29	東広島市西条昭和町13-10 東広島庁舎	学生 (日本赤十字広島看護大学)	4名	保健所生活衛生課の業務について
	R6. 8. 27	東広島市西条昭和町13-12 東広島庁舎	学生 (広島国際大学)	6名	保健所生活衛生課の業務について
	R6. 9. 10	東広島市西条昭和町13-10 東広島庁舎	学生 (安田女子大学)	8名	保健所生活衛生課の業務について
	R7. 1. 13	東広島市八本松町原10844	学生 (もみじ小中学校)	11名	薬物乱用防止について
	R7. 1. 30	東広島市西条昭和町13-11 東広島庁舎	医師	4名	保健所生活衛生課の業務について
東部保健所	R7. 2. 20	東広島市西条昭和町13-12 東広島庁舎	医師	4名	保健所生活衛生課の業務について
	R6. 6. 10	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	医師	3名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R6. 6. 10	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	大学学生	8名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R6. 8. 20	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	大学学生	8名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R6. 10. 4	尾道刑務支所 (尾道市防地町23-2)	薬物事犯受刑者	6名	薬物依存症離脱指導
	R6. 11. 7	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	専門学校学生	11名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
東部保健所 福山支所	R7. 1. 21	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	大学学生	8名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R6. 6. 10	広島県福山庁舎第3庁舎 (福山市三吉町一丁目1-1)	県立大学公衆衛生看護学生	8名	衛生環境課業務(薬事関係、薬物乱用防止について)
	R6. 8. 20	広島県福山庁舎第3庁舎 (福山市三吉町一丁目1-1)	福山大学及び安田女子大学学生	15名	衛生環境課業務(薬事関係、薬物乱用防止について)
	R6. 11. 14	福山市立精華中学校 (福山市金江町金見1921)	福山市立精華中学校生徒及び教師	41名	薬物乱用防止について
北部保健所	R7. 1. 15	広島県立芦品まなび学園高等学校 (福山市新市町1330)	広島県立芦品まなび学園高等学校生徒	205名	薬物乱用防止について
	R7. 3. 19	広島県立上下高等学校 (府中市上下町上下566)	広島県立上下高等学校生徒及び教師	45名	薬物乱用防止について
北部保健所	R6. 6. 25	三次市十日市南一丁目2-18 十日市きんさいセンター	農業使用者及び販売者	84名	毒物及び劇物について
	R7. 1. 20	庄原市西城町西城 3 4 5 広島県立西城紫水高等学校	高校1～3年生及び教員	64名	薬物乱用防止

5 薬の知識普及

(1) 薬草に親しむ会の開催

次のとおり開催した。

主 催 広島県、(公社) 広島県薬剤師会

共 催 三次市

協 力 広島漢方研究会

開催年月日	令和6年10月6日(日)
場 所	電光石火みよしパークの自然探索道 (広島県三次市四捨貫町神田谷)
参 加 者	114名

(2) 保健所等における活動状況

「薬と健康の週間」行事として各保健所において、関係機関へ協力を依頼するとともに、広報資料を配布し、ポスターを掲示する等、地域の実情に応じ実施した。

(3) 薬事衛生指導員の育成

薬の知識の普及活動を推進する薬事衛生指導員の資質の向上を図るため、次の講習会の実施について補助した。

開催場所	期日	内容	受講者数
広島県薬剤師会館	令和7年 3月1日 (土)	講演会の開催 演題「市販薬濫用に対する学校薬剤師への期待」	63名

6 薬剤師

(1) 概況

県内に在住する薬剤師は、令和6年12月末現在7,323人と令和4年12月末より1人減少している。

これを就業別にみると、薬局の勤務者が4,305人と全体の58.8%を占め、次に病院又は診療所において調剤に従事する者が1,513人(20.7%)、薬局の開設又は法人の代表者が319人(4.4%)となっている。

なお、令和6年度の薬剤師免許申請件数は221件、薬剤師名簿訂正は140件、免許証書換え交付申請件数は122件、再交付申請件数は15件であった。

(2) 薬剤師数の年次別推移

年	薬剤師数(男)	薬剤師数(女)	計
30	724	330	1,054
35	735	389	1,124
40	802	663	1,465
45	877	849	1,726
50	966	1,143	2,109
51	934	1,145	2,079
52	959	1,235	2,194
53	944	1,317	2,261
54	1,016	1,479	2,495
55	1,026	1,580	2,606
56	1,084	1,636	2,720
57	1,119	1,724	2,843
59	1,193	1,820	3,013
61	1,174	1,850	3,024
63	1,203	1,916	3,119
平成2	1,322	2,362	3,684
4	1,422	2,545	3,967
6	1,524	2,806	4,330
8	1,714	3,223	4,937
10	1,783	3,466	5,249
12	1,839	3,587	5,426
14	1,946	3,690	5,636
16	1,910	3,700	5,610
18	2,032	3,959	5,991
20	2,115	4,004	6,119
22	2,226	4,237	6,463
24	2,264	4,292	6,556
26	2,319	4,448	6,767
28	2,424	4,597	7,021
30	2,502	4,727	7,229
令和2	2,506	4,826	7,332
令和4	2,509	4,815	7,324
令和6	2,457	4,866	7,323

(3) 保健所等別及び業務の種類別薬剤師数

(令和6年12月31日現在)

業務の種類 保健所等	総 数	薬 局		病院・診療所		大 学		医薬品関係企業		そ の 他			
		開設者又は法人代表者	勤 務 者	調 剤	検 査 其 他	勤務者（研究・教育）	大学院生又は研究生	販・営業・その他 （医薬品製造業・輸入 ・研究・開発）	医（薬種商を含む） 薬品販売業	衛生行政機関又は保健 衛生施設の従事者	其 他 の 従 事 者	無 職 の 者	不 詳
西 部	319	23	164	95	2	1	0	1	12	5	5	9	0
広島	381	29	228	80	0	0	0	21	5	0	7	8	0
呉	594	40	324	139	8	41	1	4	5	6	2	19	0
西 部 東	434	35	275	88	2	3	0	0	22	3	2	4	0
東部	618	48	365	139	3	0	0	9	22	5	6	17	0
福山	1,276	62	734	278	8	39	3	24	50	4	20	49	0
北 部	171	12	94	49	1	0	0	3	3	3	1	4	0
小 計	3,793	249	2,184	868	24	84	4	62	119	26	43	110	0
広島市 （薬務課）	3,530	149	2,121	645	45	54	4	118	143	65	74	104	0
合 計	7,323	398	4,305	1,513	69	138	8	180	262	91	117	214	0

- (注) 1 就業地別（「無職の者」については、住所地別）に掲げてある。
 2 令和4年12月31日現在の薬剤師届により、令和2年度の保健所管轄区域により計上した。

(4) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況（令和6年度）

保健所等	項目	薬剤師免許申請	薬剤師名簿訂正申請	薬剤師免許証書換え交付申請	薬剤師免許証再交付申請	薬剤師名簿登録削除申請
西部		0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0
	呉	0	0	0	0	0
西部	東部	0	0	0	0	0
東部		0	0	0	0	0
	福山	0	0	0	0	0
北部		0	0	0	0	0
保健所計		0	0	0	0	0
薬務課		11	10	5	0	1
広島市計		104	79	76	7	2
	広島市保健所	22	27	26	2	2
	東区	5	12	12	0	0
	南区	23	11	11	2	0
	西区	7	7	7	1	0
	安佐南区	23	8	7	0	0
	安佐北区	5	4	4	1	0
	安芸区	3	2	2	0	0
	佐伯区	16	8	7	1	0
	呉市	14	10	7	2	2
	竹原市	0	1	1	0	0
	三原市	5	0	0	0	0
	尾道市	9	5	4	1	0
	福山市	44	17	14	2	4
	府中市	2	0	0	0	0
	三次市	2	5	4	0	1
	庄原市	2	1	0	0	0
	大竹市	3	1	1	0	0
	東広島市	10	5	5	2	1
	廿日市市	5	3	2	0	0
	安芸高田市	0	0	0	0	0
	江田島市	2	0	0	0	1
	府中町	5	2	2	1	0
	海田町	2	0	0	0	0
	熊野町	0	1	1	0	0
	坂町	1	0	0	0	0
	安芸太田町	0	0	0	0	0
	北広島町	0	0	0	0	0
	大崎上島町	0	0	0	0	0
	世羅町	0	0	0	0	0
	神石高原町	0	0	0	0	0
	合計	221	140	122	15	12